

一部改正 平成22年3月26日付け21統計第1027号
一部改正 平成24年2月9日付け23統計第1153号
一部改正 平成24年10月1日付け24統計第696号
一部改正 平成26年11月20日付け26統計第1572号

水稻の作柄に関する委員会開催要領

1 趣 旨

水稻の作柄等について広く一般に正確な情報を提供する観点から、温暖化などの気候変化や稲作栽培技術の動向が水稻生産に与える影響及び毎年の気象推移等が当該年の作柄に与える影響等について専門的見地から意見を聴くため、学識経験者等で構成する水稻の作柄に関する委員会（以下「委員会」という。）を開催し、水稻10a当たり平年収量（以下「平年収量」という。）の適正な設定や水稻収穫量調査等の的確な実施に資する。

2 構成及び運営

委員会の構成及び運営は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、学識経験者等をもって構成する。
- (2) 委員会の座長は、委員の中から互選により選任する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (3) 委員会は、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が招集する。
- (4) 委員会は、原則、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な議論に著しい支障を及ぼす恐れがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらす恐れがある場合には、非公開とすることができる。
- (5) 委員会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事概要を作成し公表する。
- (6) 委員会の事務局は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課に置く。

3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について統計部長に意見を述べるものとする。

- (1) 平年収量に関する事項
 - ア 温暖化などの気候変化や稲作栽培技術の動向等からみた平年収量への影響の評価に関する事項
 - イ その他
- (2) 当該年産の水稻の作柄に関する事項
 - ア 毎年の気象推移・予報等からみた作柄への影響の評価に関する事項
 - イ 水稻の生産や流通に係る周辺事情その他の関連する事項
 - ウ 次期水稻収穫量調査等に向けて留意すべき事項
 - エ その他
- (3) 前2号に掲げるもののほか、統計部長が必要と認めた事項

4 委員会の開催

委員会は、毎年、次に掲げる時期に開催する。

- (1) 3の(1)に係る事項については、当該年産の品種動向などの生産事情が把握可能で、かつ、水稻共済の基準収量の決定に係る事務が開始される前の時期
- (2) 3の(2)に係る事項については、当該年産のは種から収穫までの生育ステージの間において統計部長が必要と認める時期
- (3) その他、統計部長が必要と認めた時期

5 現地調査の実施

委員会は、その任務の遂行に資するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

6 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年以内とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。